軽費老人ホーム 「ケアハウス パインピア」

重要事項説明書

<令和 年 月 日 現在>

1 事業の目的と運営方針

ケアハウスパインピア(以下「施設」という。)は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)の目的及び、基本的理念に基づき、身体機能の低下等により自立した日常生活を営む事について不安が認められる者(以下「入居者」という。)を入居させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、健康管理、社会生活上の便宜の供与など、日常生活上必要なサービスを提供する事により、入居者が安心して活き活きと明るく生活できるようにする事を目的とします。

2 設置・経営主体

法人名	社会福祉法人 大樹会
法人所在地	埼玉県北足立郡伊奈町中央一丁目93番地
電話番号	0 4 8 - 7 2 3 - 1 1 2 2
設立年月日	平成6年11月

3 事業所概要

事業所の名称	ケアハウス パインピア
事業所の所在地	埼玉県北足立郡伊奈町中央一丁目93番地
電話番号	$0\ 4\ 8-7\ 2\ 3-2\ 5\ 2\ 5$
開設年月日	平成8年8月
建築構造	鉄筋コンクリート造 3階建
面積	敷地面積 3.708.92㎡
	建物面積 2.435.25㎡
利用定員	50名 1人部屋 44室
	2人部屋 3室

4 職員体制

施設長	1名		
相談員	1名以上	介護職員	2名以上
栄養士	1名以上	事務職員	(1名)

5 提供するサービス

- ① 相談援助・・・利用者の生活相談に応じ、援助等を行います。
- ② 緊急時の対応
 - ・・・身体状況の急激な変化、緊急の対応を必要とする状態になった場合、又はナースコール等での要請があった場合には、速やかに対応いたします。
- ③ 食 事・・・栄養士の立てる献立により食事を提供いたします。

朝食 7:30~ 昼食 12:00~ 夕食 18:00~

④ 入 浴・・・大掃除や点検の日を除き、毎日入浴出来ます。

(男性風呂, 女性風呂)

入浴時間帯 15:00~20:00

- ⑤ 在宅福祉サービス等の利用支援
 - ・・・日常生活上の援助及び介護を必要とする状態になった場合には、 適切な在宅福祉サービスが受けられるように支援します。
- ⑥ 自主活動への協力
 - ・・・季節行事や年間のイベント、地域交流、買物、レク活動等企画 実施し、教養娯楽、生きがい活動を支援します。

6 利用料 (※別表参照)

① ケアハウス パインピアの利用料金表に基づき、毎月の利用料金を前年の収入階層 に応じて請求いたします。

② 11月から3月まで冬期加算費として、月額1,960円を加算します。

※ただし、国の定める基準等の変更により料金が変更となる場合は、事前にご説明 させていただき、ご了承を頂きます。

③ その他の費用

駐車場使用料 3,000円/月

ロッカー使用料 3,000円/年(1ボックス)

④ 有料サービス

※施設は、入居者又は保証人との合意に基づき、以下の有料サービスをお提供する ものとします。

- 一 特別な食事
 - 外食、注文食、行事食など特別な食事を提供する場合。
- 二 教養娯楽設備等の提供、レクリエーション、クラブ活動 入居者又は保証人の希望により教養娯楽設備等を提供し、レクリエーションや クラブ活動に参加して頂く事が出来ます。
- 三 入居者の送迎

入居者の通院や入院時の送迎サービスを行った場合には、距離等を勘案した料金が掛かります。

7 緊急時の対応

入居者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、救急搬送の要請をします。

8 非常災害対策

施設は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えると共に、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、 職員等の訓練を行います。

9 事故発生時の対応

事故が発生した場合には、保証人、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

10 守秘義務に関する対策

施設及び職員は、業務上知り得た入居者又は保証人の秘密を洩らさない事を厳守します。 また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、職員との雇用契約の内容とし ています。

11 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 悠々会 内田クリニック
所在地	埼玉県北足立郡伊奈町小針内宿283番地
電話番号	0 4 8 - 7 2 8 - 9 2 9 6

12 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1	あり	実施日				
			評価機関名称				
			結果の開示	1	あり	2	なし
	2	なし					

13 虐待防止に関する事項

- 1 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。
 - ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底をいたします。
 - ② 虐待防止のための指針の整備を行います。
 - ③ 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者(入居者の家族等高齢者を現に 擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これ を市町村に通報するものとします。

14 身体拘束

1 施設は、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、 当該入居者又は他の利入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合 には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、 経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行います。

- 2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に 実施します。

15 業務継続計画の策定等

- 1 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する軽費老人ホームの提供 を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以 下【業務継続計画】という、)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じま す。
- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練 を定期的に実施します。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を 行います。

16 相談、要望、苦情等の窓口

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等は、下記窓口でも受け付けます。

・サービス相談窓口

電話番号 048-723-1122 伊奈の里 サービスカウンター (受付時間 午前9:00~午後6:00)

 苦情相談解決
 第三者委員
 枛木澤和弥(0480-22-5824)

 近藤博昭(048-772-1073)

なお、お住まいの市町村または埼玉県国民健康保険団体連合会でも 受け付けております。

伊奈町役場 福祉課

電話番号 048-721-2111 (代表) 埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 相談窓口 電話番号 048-824-2568 (直通)

令和 年 月 日

印

軽費老人ホーム入居にあたり、	入居者に対して契約書及	.び本書面に基づいて	重要な事項を
説明しました。			

社会福祉法人 大樹会

理事長 井上 直樹 印

埼玉県北足立郡伊奈町中央一丁目93番地

軽費老人ホーム ケアハウス パインピア

事業者

所在地

説明者

事業所名

私は、契約書及び書面により、事業けました。	(者から軽費老人ホームについての重要事項の説明を受
入居者	
住所 _	
氏名 <u>-</u>	印
保証人	
住所 _	
氏名	印